

平成 2 9 年 1 1 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成29年11月教育委員会定例会議

日 時 平成29年11月29日(水曜日)

午前9時02分開議

場 所 美里町役場東庁舎2階第1会議室

出席者 教育委員(5名)

1番 委員 長 後藤 眞 琴

2番 委員長職務代行 成澤 明 子

3番 委 員 留守 広 行

4番 委 員 千葉 菜穂美

5番 教 育 長 佐々木 賢 治

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 須田 政 好

教育総務課課長補佐 角田 克 江

学校教育専門指導員 岩 淵 薫

青少年教育相談員 齋 藤 忠 男

傍聴者 2名

議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会議録の承認

・ 報告事項

第 3 行事予定等の報告

第 4 教育長の報告

第 5 報告第26号 平成29年度生徒指導に関する報告(10月分)

第 6 報告第27号 区域外就学について

第 7 報告第28号 指定校の変更について

- ・ 審議事項

第 8 議案第 15 号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例について

- ・ 協議事項

第 9 平成 29 年度美里町議会 11 月会議について

第 10 美里町の学校再編について（継続協議）

第 11 美里町教育振興基本計画について（継続協議）

第 12 美里町学校施設長寿命化計画について

第 13 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

- ・ その他

第 14 平成 29 年 12 月教育委員会定例会の開催日について

本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 会議録の承認
 - ・ 報告事項
- 第 3 行事予定等の報告
- 第 4 教育長の報告
 - ・ 協議事項
- 第 8 平成 29 年度美里町議会 11 月会議について
- 第 9 美里町の学校再編について（継続協議）
- 第 10 美里町教育振興基本計画について（継続協議）
- 第 11 美里町学校施設長寿命化計画について
- 第 12 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）
- 第 13 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例について
 - ・ その他
- 第 14 平成 29 年 12 月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告事項
- 第 5 報告第 26 号 平成 29 年度生徒指導に関する報告（10 月分）【秘密会】
- 第 6 報告第 27 号 区域外就学について【秘密会】
- 第 7 報告第 28 号 指定校の変更について【秘密会】

午前9時02分 開会

委員長（後藤眞琴） ちょっとおくれましたけれども、それでは、ただいまから平成29年1月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は5名全員でありますので、委員会は成立しております。

なお、説明員として須田教育次長兼教育総務課長、角田教育総務課課長補佐が出席しています。

また、一部の協議事項で追加の説明員として、岩淵学校教育専門指導員及び齋藤青少年教育相談員が入室いたします。

それでは、本日の議事を進めてまいります。

日程 第 1 会議録署名委員の指名

委員長（後藤眞琴） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、委員長から指名することになっておりますので、今回は2番成澤委員、4番千葉委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

日程 第 2 会議録の承認

委員長（後藤眞琴） 日程第2、会議録の承認に入ります。事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは、事務局から会議録の承認ということで、皆様にご報告したいと思います。

今回、10月の定例会の会議録を皆様のお手元にお配りさせていただきまして、確認をお願いいたしました。本日、私のほうに修正の依頼のありましたものについて、ここで修正をお願いしたいと思います。

まず、10月定例会の会議録18ページになります。

こちらは、18ページの真ん中あたりに、上から15行目になりますけれども「今日の施設でもありましたが」とありますが、ここは「施設」ではなく「今日の視察でもありましたが」

ということで「視察」に修正をお願いします。30日は、午前中、渡波中学校を視察してきていましたのでそのことを指しておりますので「視察」に修正をお願いします。

続きまして、29ページの委員長の発言なんですけれども、下から4行目「できるだけ協力はしたいと思っていますので」の部分で「できるだけことはしなければならぬと思っていますので」に修正をお願いいたします。繰り返します。下から4行目の委員長の発言を「できるだけことは協力しなければならぬと思っていますのでよろしくをお願いいたします」となります。

委員長（後藤眞琴）そこ「できるだけことはしなければ」ですね、「協力」ではなく。

教育総務課課長補佐（角田克江）「できるだけことはしなければならぬと思っていますので」に修正をお願いいたします。

続きまして、39ページの真ん中あたりなんですけど、委員長「ありがとうございます。では、都合のつく方参加よろしくをお願いします」の後に、また「委員長（後藤眞琴）」とありますが、ここは委員長の発言が続いておりますので、下の委員長は削除をお願いします。

指摘のあった主な部分については以上になりますけれども、そのほか軽微なてにをはの修正等につきましては、委員長、それから事務局で責任を持って修正したいと思っておりますので、本日この場におきまして会議録の承認をお願いしたいと思います。

委員長（後藤眞琴）どうもありがとうございます。

ただいま報告がありました件で、何かそのほかございますでしょうか。（「ありません」の声あり）

今、僕の発言で「できるだけ協力はしたい」というものを「できるだけことをしなければならぬ」というふうに訂正していただいたんですけれども、その理由は、僕はこの美里町教育振興基本計画というのは、これは教育委員会がつくるものなのに、僕の意識の中で、教育次長さんに全てお任せしているような発言でありましたので、これは僕の意識が足りないからこういう発言が無意識のうちに出てくるんだということを自省を込めまして訂正していただきましたので、よろしくお願いします。

ほか、何かございますでしょうか。

それでは、平成29年10月定例会会議録について承認することにしてよろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴）それでは、そのようにしたいと思います。

報告事項

日程 第 3 行事予定等の報告

委員長（後藤眞琴） 次は報告事項ですが、報告事項に入る前にお諮りいたします。

以前より申し合わせをしておりますが、非公開事項となる秘密会につきましては日程の最後に行くことにします。

したがって、本日の「日程第5 報告第26号 平成29年度生徒指導に関する報告（10月分）」及び「日程第6 報告第27号 区域外就学について」「日程第7 報告第28号 指定校の変更について」については、個人情報等を含む議事であり非公開とすべきと考えますが、秘密会とすることにご異議ございませんでしょうか。

各委員 「なし」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、ご異議なしと認めます。

よって、「報告第26号 平成29年度生活指導に関する報告（10月分）」から「報告第28号 指定校の変更について」については秘密会とし、議事進行は、その他の「日程第14 平成29年12月教育委員会定例会の開催日について」が終了した後に行います。

秘密会におきましては、傍聴者の皆様の退会をお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

報告事項、「日程第3 行事予定等の報告」を事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課課長補佐（角田克江） それでは事務局から、12月の行事予定について報告申し上げます。

行事予定につきましては、皆様のお手元にあらかじめ配付をしておりますので、そちらに沿って説明をさせていただきます。

まず、12月1日金曜日ですけれども、学力向上支援員研修会が10時から南郷庁舎で開催されまして、教育長と岩淵指導員が出席予定です。

1日の午後からは、平成29年度第6回教育長連絡会定例会が、午後2時から大崎の合同庁舎で開催されまして、教育長出席です。

それから、12月4日月曜日ですが、第2回生徒指導連絡協議会が午後3時から小牛田小学校で開催されます。こちらには、教育長と齋藤相談員が出席でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）この日、午後3時30分から南郷小学校におきまして南郷中学校区保幼小中連絡推進協議会も開催されますが、こちらについては、教育長は欠席ということになります。

12月5日は、園長・所長会議が午後2時から南郷庁舎で開催されまして、午後3時から遠田警察署管内学校警察連絡協議会研修会が、中央コミュニティセンターで開催されまして、教育長、齋藤相談員が出席予定です。

12月6日金曜日は、町内小中校長会議が午前9時から南郷庁舎で開催されます。午後からは、本庁舎におきまして3時から課長等会議が開催されます。

それから、12月9日土曜日ですが、委員さんのお手元にチラシを配付させていただきました。こちらは美里町青少年健全育成町民会議の事業となりますが、午前10時から中央コミュニティセンターにおきまして講演会を開催いたします。内容につきましては、スマホ・ケータイ安全教室ということで、子供がスマホのトラブルに巻き込まれるのを防ぐための講演会という内容でございますので、ご都合のつく委員さんには参加していただきたいと思っております。

続きまして、12月12日火曜日から12月14日木曜日までは美里町議会の12月会議開催予定されております。こちらには、教育委員長、教育長、教育次長が出席いたします。

続きまして、12月15日金曜日ですが、行政区長会議が中央コミュニティセンターで午後1時半から開催されます。午後2時から、本庁舎におきまして、美里町いじめ問題対策連絡協議会及び美里町いじめ防止対策委員会合同会議が開催されます。こちらには、教育長、教育次長、齋藤相談員が出席の予定です。

翌日、12月16日土曜日、郡の小中学校剣道大会が、こちらは南郷中学校を会場に9時から開催されます。教育長が出席予定です。

翌、17日日曜日ですが、駅東地域交流センターで、青少年リーダー養成講座の一事業ですが、インリーダー研修会の第3回目を開催いたします。

12月19日火曜日は、午後3時から南郷庁舎におきまして、町内小・中学校道徳教育推進教師研修会が開催されまして、こちらには教育長と岩淵指導員が出席予定です。

12月20日水曜日は、心のケアハウス事業視察ということで、午前10時から南郷庁舎で行われますが、こちら教育長と齋藤相談員が出席予定です。

12月22日金曜日、町内小・中学校・幼稚園終業式となります。

それから、その他で触れますが、この日午後1時半から南郷庁舎におきまして、教育委員会の12月定例会を予定しております。

そして、12月については28日が仕事納めとなりまして、あと、欄外になりますが、年明けの行事等を載せております。

仕事始めが1月4日木曜日。

それから1月7日日曜日が町の成人式開催予定です。

1月9日火曜日は、小・中学校、幼稚園始業式ということになります。

行事予定については以上になります。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの報告に何か質問などございませんでしょうか。

僕から、質問ではないですけども、いつものことなんですけれども、美里町議会の12月会議の一般質問のことですが、質問内容がこれまで教育委員会で協議されてきた範囲にない場合には、臨時会を開いて協議しなければならないと思っておりますが、範囲内にある場合にはこれまでのように時間の関係上、質問に対する答弁内容を教育長、教育次長それから教育委員長の私3人に一任していただけるでしょうか。

各委員 「はい」の声あり

委員長（後藤眞琴） それでは、そのようにしたいと思います。前は、このことを教育委員会の承認を受けるのを忘れてしまっておわびしたことなんですけれども、今回は忘れませんでしたのでよろしくをお願いします。（「よろしくをお願いします」の声あり）

それでは、ほか、何かございますでしょうか。

各委員 「なし」の声あり

なければ行事予定等の報告を終わります。

日程 第 4 教育長の報告

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第4 教育長の報告」をお願いいたします。

教育長（佐々木賢治） それでは、着座して報告させていただきます。

お手元に、資料が配られていると思いますが、まず、教育長報告の大きな1番で、11月校長会定例会の主な、教育長の指示事項等について裏面に載せてありますので、それをごらんいただきたいと思います。

11月15日、南郷庁舎で9時から行われました。そこで、主にお話したのは、1番目、12月を迎えるので、教職員、児童、生徒ともども、大分寒くなってきておりますので、健康管理に十分留意して年末を迎えてほしい、というような話をしました。

それから、2点目の教育課程の管理につきましては、2学期大分長い学期でありましたけれ

ども、1年間の年間指導計画、学習指導あるいは特別活動、学校教育指導ですね、その計画に基づいて実施してきたわけですが、総括的な反省、特に学習指導については履修漏れのないように十分計画どおり実施されているかどうか確認するようにという話をしました。3学期はバタバタしますので、短い期間でありますので、この2学期中にぜひ確認をして3学期を迎えてほしいということをお話ししました。

それから、(2)学校評価、これも2学期中にある程度まとめて、内部評価、外部評価を実施し、さらには学校評議員会をそれぞれ学校でやっております、年2回か3回ぐらいやっておりますが、それらの総括的な、特に学校評議員会会議の内容の報告をお願いしたいと。教育委員会定例会で各校から出てきたものをお示ししたいと思っております。

(3)は、新学習指導要領、小学校は来年、再来年が移行期間になります。32年度から完全実施と。中学校はその1年遅れですので、内容を十分確認して、移行期間中における対応ですが、お願いしたいという話をしました。

3点目は県教委の主な指示事項であります。県の教育委員会、市町村の教育長連絡会等々で懇談会が実施されておりますけれども、今回は主に学力向上について県教委のほうで宮城県としても喫緊の課題であると。それで、各市町村で一生懸命それぞれ実態を把握しながら取り組んでいただいておりますけれども、県の方針で学力向上に向けた5つの提言というのが打ち出されております。それらをもう一回確認し、各学校に指示伝達をお願いしたいということで、そのままそこに載せました。ごらんいただきたいと思います。

それから、大きな4番になりますけれども、そろそろ平成30年度に向けての人事異動のことでいろいろ情報交換、検討が行われております。遠田郡の人事異動会議、今年は美里町南郷庁舎を会場に、涌谷と美里町内のそれぞれ校長先生方、そして教育事務所の所長等関係者4名においでいただいて、ブロック会議を実施しております。この11月16日のブロック会議では主に校長の人事基本構想ですか、こういう学校教育を目指しているの、こういった教職員の配置、異動等も含めまして、その思いを事務所の先生方にお話をするという大きな目的がございます。もちろん、教育委員会としましても、美里町全体を見ながら必要なところはきちっと把握して、人事というのは教職員の質の向上と、それからそれが学校の活性化に結びつくという大きな狙いがありますので、ぜひ先生方の実態を把握し、人事を進めていただきたいということをお話しております。

5点目の安全管理運営等についてであります、特に(2)の生徒指導と健康管理・事故防止について、後ほど齋藤相談員のほうからも報告がありますけれども、教育長のほうからは主

に 。 はインフルエンザの感染の防止、風邪も含めまして、そういったお話をいたしました。そのころ、涌谷でインフルエンザが流行しておったんですね。それでけさも次長から、手元に資料もありますけれども、美里町では、すみません、話がちょっとそれますけれども、ふどうどう幼稚園で、前にちょこっと園長からお話があったんですが、今日から学年閉鎖、5歳児、年長、5歳児の子供が在籍が79名中インフルエンザ罹患者が18人、それからその疑いが6人、合計24名、約30%ですね。30%の子供たちがインフルエンザに感染したということで報告がありました。今日から金曜日まで3日間臨時に学年閉鎖だと。これは、校医と相談しながらそういった対応をしていますが、インフルエンザは家族内感染とかですね、小学校ではスクールバスの中で感染したりいろいろあるものですから、そういったことなど、特に幼稚園、小学校がインフルエンザに感染した場合は、中学校も兄弟がいる生徒など十分注意するように、そういったお話をしました。今回、ふどうどう幼稚園ですので、不動堂小・中学校にもこのことを伝えて、家族内感染も十分考えられますので、注意喚起したいと思っております。

それから、の登・下校時の事故防止ということで、特に今、夕刻ですね。4時半ぐらいになると暗くなるんですかね。美里の子供たちは大体ライトをつけて、自転車通学生徒ですけれども、無灯というのはほとんどないようではありますが、なおさら十分に注意をして事故に遭わないように。中学生の交通事故は自転車による事故が一番多いと思います。なお、そのの印で書きましたが、遠田署から厳しくご指導いただいて、例えば歩道を自転車で通る場合、歩行者に迷惑をかけないようにとかいろいろあるんですけれども、その都度注意いただいて、いい意味で捉えていますけれども、学校のほうにも私のほうからいろいろ連絡をいただいております。

それから、施設関連ですね。特に凍結防止、水抜きとかそういったことをよろしくお願ひしたいと。火の取り扱いですね、これからももちろん今暖房が入っていますけれども、そういった火を取り扱う場合は十分注意をしていただきたいと、そういったお話をしました。

その他、ごらんのとおりです。資料として「いい学校とは？」ということでそこに載せました。

表をお願いします。

大きな2点目の、主な行事・会議等、私が出席したものを中心に報告してあります。

11月1日水曜日ですが、美里町の心身障害児就学指導審議会、1時から南郷庁舎で行われております。これは、来年度の平成30年度の入学園児、入学児童、生徒、あるいはもちろん在籍している子供たちの就学指導についての審議会です。後ほど、大きな4点目、そこでお話

をさせていただきます。

それから、2日に県学校体育研究会・体育指導者研修会が美里町内を会場に行われました。県大会であります。100名以上の参加がありました。大変盛会でしたが、午前中、不動堂小と不動堂中での公開授業見学、午後が小牛田農林高校、小中高ですね、小牛田農林は県が主催であります。そういった研究会がございました。全体会のほうに教育長が出席して、いろいろお話をさせていただいております。

3日、ひとめぼれマラソン大会が行われました。今年も千百六十数名の参加で大変盛り上がりのある大会でした。町内の小中学生、それから教職員も積極的に出ていたようであります。

それから、6日、恒例行事になっております美里町議会による出前授業、中学校3年生の社会、公民分野でそういった内容がございまして、6日に南郷中学校、10日小牛田中学校、14日不動堂中学校で実施しております。教育委員の皆様にもご参加をいただいております。なお、南郷中につきましては、南郷庁舎のいわゆる旧南郷町時代の議場ですか、今、多目的ホールになっていますけれども、あそこでぜひ、生徒、学校から要望がありまして、できればその会場で出前授業を行いたいという申し出がありまして、そこで実施しております。

9日、先ほど申し上げましたが、県教委・市町村教委教育懇話会、ホテル白萩で、委員長と私で出席しております。

それから、ずっといきまして、18日土曜日でしたが、1時半から中央コミュニティセンターで行われた住民自治研修会に出席しております。委員長、教育長、須田次長の3名が研修会に出席しております。

それから、21日、美里町の表彰式がございました。前回報告いたしました30の団体、小中合わせて8名いただいております。なお、その日の4時半から町P連教育行政懇談会に教育委員の皆さんにもご出席いただいております。

22日の東北学院大との打ち合わせを行っています。これは、小学校の新しい学習指導要領実施に向けての移行期間中に、東北学院大学の英文科の学生さん、小学校3、4年の外国語活動にご協力できないかということで、その打ち合わせに行っております。私と岩淵指導員で東北学院大に行きまして、まずこちらの要望等を説明しまして、大学の実態などをお聞きしてきました。来年の移行期間に向けて、具体的な実施についてはこれからまた協議をと思っております。なかなか時間設定とか、そういった部分難しいようでございますが、1人でも2人でも学生の協力を得られればなと思っております。

それから、24日、全員協議会、本庁舎で実施しております。

それから町村教育長研修会、文科省から講師が来られまして、学力向上、新学習指導要領等々についてのお話を聞いてきました。

25日、3幼稚園、なかよし発表会実施しております。私、ここた幼稚園で見ましたけれども、本当に毎年のことながら、保護者の参加、大変多い人数での発表会でありまして、子供たちも立派に、堂々と発表していたようでした。

26日、美里町駅伝大会が行われました。18チームが今年参加しました。チームとして小牛田中のメンバーを9名組んで出場しました。南郷中も、南郷中という名前は使いませんでしたが、和多田沼地区、特に地区の一員として中学生が多く、9名のうち8名の中学生が参加していたようでした。同じように不中も、小牛田地域の行政区の中で数名参加していたようであります。あと、スポ少関係とかですね、町内の小学生も大分参加していい大会でした。

それから、27、28日と婦人会との懇談会。昨日、青生地区での住民懇談会に教育委員会で開催しております。婦人会との懇談会では、学校再編について説明していただきたいということで、次長のほうから基本構想の説明をし、あと、質問が出たのが旧中卒小学校の校庭の跡地の管理ですね、草が生えているとか結構あるんですけども、管理やっているんですがなかなか及ばないということで、次長と話しをしていたところです。

昨日、青生地区でも住民懇談会のその他の部分で、再編についての、例えば建設工法というんですかね、それから経費の問題等々の質問が1件ございました。

それから、今後の主な予定であります。明日、臨時の中学校長会それから午後には町議会11月会議が予定されております。臨時の中学校長会は、来年度から、今、予定なんですけれども、中学生全員にヘルメットを、命の安全・安心確保ということで、保護者からある程度負担をいただいてやっていきたいと、これ議会で承認を得られるとは思いますが、そういった考え方を示して、2学期のPTAで、こちらが出向いて状況等を説明したいと考えています。そういったこと含めて打ち合わせ。あと、中学校での定期テストも終わっています。そういったテストへの対応等について、確認などしながらお話をしたいと思っております。

最後、心身障害児就学指導審議会なんです。これ、本当に申しわけなかったんですけども、10月の定例会で11月にこういうのありますので、教育委員会として諮問をして答申をいただくというそういう会議なんです。今まで本当にこちらの怠慢でありまして、教育委員会に、その前に、こういう形で諮問していいでしょうかという確認をやって審議会を実施すると、それがつついそういう手続をしないままやってきましたが、私は本当に反省をしております。来年からこういうことのないよう、実施したいと思っておりますけれども、裏表で諮問の文

書、それから答申の文書、資料としてお配りしました。なお、2枚目にプリント、審議対象者等々どれくらいいるのかと、トータルで63人、本当に、いわゆる発達障害、その疑いがある児童・生徒、幼稚園の園児も含めまして、あるいはことばの教室等も含めましているわけですが、実際新規に審議をしていただきたいというのは、そこで丸で囲んだ 16名になります。そういった子供たちについて今回は客観的なデータを、医師の診断書とかですね、そういったものをそろえて、さらに親との合意形成ですか、そういった親の考え方なんかもきちっと書類上整えて、さらに学校での、学校内の就学指導委員会ですか、そういった資料などもきちっと整えて、審議会の委員にお手元の資料としてお渡ししましたが、19名の方々に審議いただいております。なお、その名簿等があるんですが、個人情報なので、後日何かの機会にお示ししたいと思いますので、今日はそういった内容だけを報告します。よろしくお願いいたします。以上です。

委員長（後藤眞琴） ただいまの報告に質問などございますでしょうか。何かございますか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 教育長の補足説明で大変恐縮でございますが、先ほどのヘルメットの、今まで私が説明してきた内容から少し方向が変わってきましたので、少し説明をさせていただきます。

10月から11月にかけて、来年の当初予算の財政とのヒアリングをしています。その中で新しくヘルメット、12月の補正予算に計上への要望をしたんですけれども、町長と副町長とそれから財政課長含めまして、教育長と私といろいろ協議したところ、政策的にはよろしいと。しかし全額を町で負担して無償で配るのはいかなものかということなので、親にも自分の子供の安全を守る義務というのもあるので、それなりの負担をお願いした中で、町が補助をしようということで実施する方向になってきました。教育委員会側としては、手っ取り早くやるために町で購入して全部無償配付するのがやりやすいんじゃないかということで協議はしたんですけれども、ただ、時間がかかってもいいからきちんと親に負担していただいて、そして町は町として補助するということで、そのような制度で事業をつくりなさいという、町長との協議の結果になりました。それで、先ほど教育長からお話がありましたように、明日の午前中に中学校の校長先生に集まってお話いただきまして、これからどのような形で保護者の方に説明していくか、そしてどの時期にどのように導入していくかというのをこれから協議していきたいと思っています。まだ確定ではないんですが、購入する物に対して半分ぐらいの町の補助を想定しております。ヘルメットは、今予定しているのは、定価は5,000円以上するんですけれども、購入価格にすると4,000円ぐらいで購入できる見込みですので、2,000円ずつ、

町と保護者で負担するという、現在の教育委員会事務局の考え方としてはそのような考えを持っているところでございます。なるべく早い時期に準備をして、保護者の方のご理解を得て進めていきたいという考えです。

ついでで申しわけないんですが、現在、30年度の当初予算のいろいろ調整をしている中で、かなり財政も厳しくて、教育予算もかなり厳しいです。財政側からあてがわれた枠に対して、現在教育委員会が要望した額が1億3,000万円オーバーしているということで、1億3,000円をこれから削っていくとなると、相当な、例えば施設の修繕あるいは備品の購入、設備の改修等、来年やる予定のものを先送りされていく可能性が十分あります。そうした中で、教員補助員と特別支援教育支援員、学力向上支援員については要望どおりそこだけはきちっと確保していきたいと考えています。かなり難航しながらやっているんですが、財政側もかなり厳しい状況なので、結果が出ましたらまた後ほど報告させていただきます。私からは以上です。

委員長（後藤眞琴） ヘルメットの件なんですけれども、町長部局では父兄もそれなりの責任を負うべきだという形で半々というふうに向こうでお話しなさっていると。その場合に、全ての児童・生徒に対して半分は負担しなさいってということになるわけですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） まず、明日の校長会で、今まで校長先生たちとの話の中で説明してきた中では、いろいろな決め方があるんですが、それで、学校の校則で自転車通学する場合はヘルメットをかぶるというのを義務化していると。そして、ヘルメットに関しては、これは教育委員会の事務局で考えているところなんですけれども、小学校のときからかぶっているものがあります。それを延長してかぶっているのはオーケーです。しかし、今までかぶっているのが小さい、あるいは小学校のときかぶっているのがなかったという子供たち、あるいは2年生、3年生になってこれから新しく購入するという場合は、中学校が町が指定したヘルメットを購入した場合に町が幾ら幾らの補助を出しますよという制度にしたいと思います。それで、中学生の場合は、全員が近くても遠くても申請すれば自転車通学が可能になっています。あるいは、学校に行くときに50メートル、100メートルしか離れていないから歩いて行っているけれども、部活動などで自転車で移動することもあります。そういったこともありますので、それぞれの学校行事において自転車に乗るときはヘルメットをかぶるというのを義務化していくという形です。その中で、親御さんあるいは子供さんが必要とする方々には、全員町に申請をしてもらって、そして共同購入をして、そこに補助金を上乗せして、天引きして、保護者負担をいただくという形になります。ですので、ヘルメットは自転車に乗るときは必ずかぶるという校則にし、ヘルメットは町の指定したもの以外でもいいということです。し

かし、町が指定したものであれば、その代金の半分の補助を出すというふうに持っていきたいと思っていました。そうすると、学校の中でかぶるものはある程度は統一されていくのかなと思っております。どのようなヘルメットにするのかも、今までも校長会のほうで話をしてきましたけれども、従来型のヘルメットではなくて、最近の通風性のよい、デザインのいいやつを選んでいく予定です。

委員長（後藤眞琴） その場合に、子供の家庭の経済事情とかいうのは考慮には入っていないんですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それについて事務局で考えているのは、就学援助という制度があります。就学援助、現在全部で小中合わせて250人ぐらいが対象となっていますけれども、その方々にはヘルメットの保護者の負担分を就学援助費に上乗せして援助するという形です。

委員長（後藤眞琴） それは可能なの。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 可能です。

委員長（後藤眞琴） ほか、何か、質問は。

委員（千葉委員） すみません、そのヘルメットは購入した人に負担するんですか。前から持っている人は……、

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 前から持っている人、あるいは指定したものの以外に購入する場合は、補助の対象にならないという形です。

委員長（後藤眞琴） はい、どうぞ。

委員（成澤委員） 町で全額負担するということであればとても簡単な話だったんだけど、今度は持っているものがあればそれでよしと。それから自分で気に入ったものを買う場合は補助はなしと。学校で指定したヘルメットであれば半額は補助しますと、3通りになるわけですよ。（「そうですね」の声あり）そうすると、もしかしたらうちはもうかぶらせないとかっていう親御さんも出てくる可能性もありますものね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 今の3通りというのは、あくまでも事務局で考えている案で、明日また校長先生たちと話をしながら、いっそのこと全部一つに統一したらいいということであればそういうふうになると思いますし、場合によっては、小学生のときに買ったものがかぶれるんですよ。それをかぶらせるというのもありますし、これからの制度設計にはなります。しかし、いずれ、保護者からの負担を求めるので、保護者の方に説明をして、そしてご納得をいただいて進めるという形になります。ですので、無償で配るのであれば、保護者

の方にこういうふうにしますのでという一方的な説明だけでよかったんですが、今回は12月の授業参観の場をお借りして説明をするのと、それからまた2月、3月に文書を出したり説明したりしてご理解いただいて、平成30年度の春、早い段階で進めていきたいと思っています。具体的なところは、何度も申し上げますけれども、明日の校長会で3人の校長先生たちと話をして、今後も協議を継続しますけれども、その中で決まっていくということです。

委員長（後藤眞琴） 僕個人としましては、義務化するわけですよね、ヘルメットをかぶるのを。それを町がね、条例か何かで。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 条例まではいかないです。学校の校則として。

委員長（後藤眞琴） 補助をする場合には条例にしなくて（「問題ないです」の声あり）いいんですか。そうすると、義務化するのを、本当に保護者の大部分の方の賛同がない限りはできないんじゃないかと思いますね。その辺のところはかなり注意しないと、町が一方的にこうすべきだということをやるとなると、いろいろ弊害がこれから出てくるかと思いますので、その辺注意してやらないかと思います。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そのとおりだと思います。

委員長（後藤眞琴） ほか、何かございませんか。

委員（留守広行） そのヘルメットの件ですが、委員会とすれば生徒さんに通学以外にも日常でもかぶってほしいという願いがあると思うんですが、それを委員会として各校長、学校さんをお願いしたいんだと、お願いしたほうがいいと思いますので、もし、これから学校側の意見も出てくると思うんですが、指定以外の物にも何分の1とか、難しいのかもしれませんが半額でも何でも、3分の2とか、余りたモデルも突拍子もないのもあるでしょうけれども、そういうのも柔軟にはいけないものなのかなとは、ふと思いました。

委員長（後藤眞琴） 最初、教育委員会では無償ということになったんだけど、町当局のほうではいろいろ財政事情もあるので。それから、父兄の応分の負担、やっぱり町が義務化する、そこと何か、しっくりいかないところがあるんですけども、その辺のところ、教育長さんもうちょっと、教育委員会ではこういうふうに考えていますというところ、お話しいただいて、いま留守委員からお話がありましたけれども。

教育長（佐々木賢治） そういったお金の面でいろいろ課題等々があるかもしれませんが、何のためにこれをやるかというところ、そこをやっぱり私たちは、今まで何もなくてきてよかったんですけども。それで、再編に向けてのこともあるんですけども、今、いろいろな無謀なドライバーが結構いるんですね。この間も栗原で小学校4年生が亡くなっている、交通事故

で。それでやはり、そういった命の安全を守る、確保するという事でヘルメット着用を、もともと本当はヘルメットが必要だと思っていたんですが、ある地区に聞くと強制的にヘルメットをかぶっているんですが、美里町としても自転車通学を今、基本的に全員認めているんです。どこの学校も。生徒数が減ってきて自転車置き場が余裕なんです。昔は多くて自転車置き場も狭い、それに地区が限定していましたが、そういったことがありまして、確かに途中でヘルメットをかぶりなさいって言うてもそのとおりきちっと守ってかぶる生徒、そっちのほうももちろん心配なんですけれども、指導なんです、何のためにヘルメットをお願いするかということ、その部分ですね、親御さんにご理解を仰ぐ必要があるのかなと。そういった考え方ですね。あと、それについて補助とかいろいろありますけれども、そういうふうな考えであります。

委員長（後藤眞琴） 義務教育は、一応、原則無償化ですよ。そのところとの絡みはありますし、そういうことも僕は強く感じますけれども。

ほか、何かございますか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 私の言い方が悪かったんですが、このようにしますからという保護者に対して説明ではなくて、このようにしたいんですがどうですかという説明になってきます。それで、明日は校長先生たちでいろいろ話をして、導入する際の学校側の事情とかありますし、あともう一つお聞きしたいのは、保護者がどこまでよいとするかですかね。例えば、10,000円の負担、20,000円の負担ではあれなので、1,000円、2,000円だったら保護者は、反対する方は何人かいるけれども、賛成するでしょうか、その辺の話を聞かなくてはいけないと思うんです。ただ、幾ら低額な負担になったり、あるいは皆さん賛成してくれるというそういった前触れといいますか、あったとしても、こうしますからこうしてくださいという説明はしないです。子供たちの安全を守るために教育委員会ではヘルメットの着用を進めたいのですが皆さんいかがですかという形でやっていきますので。そして保護者の方の負担がこうなので、例えばこの金額で購入した場合は町が半分ぐらい補助したいと考えているんですという話をしたいとですね。これは上から押しつけるやり方ではないので。その辺は十分気をつけて進めていきたいと思えます。

委員（千葉委員） すみません、そのときに、サンプルのヘルメットとか見せてもらえると。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですよ、保護者の方に説明する場合は、こういう物を考えていますという話はしたいと思っています。それで、先ほど既に個人で購入したというのがあると思うんですけれども、ヘルメットは高額なものは2万円、3万円のものもあり

ます。スポーツ用というんですか、競技用のやつがあるんですが。一般的に小学生のだと1,000円、2,000円から買えるものもあります。中学生ぐらいになると4,000円から5,000円。今回教育委員会が狙っているというかこの品物にしようとして考えているのは、やっぱり安全性がしっかりしているということと、それからそれなりのデザインで、そしてそれなりの値段でというやつで選んではいます。先ほど、留守委員さんからお話があったように、このほかの物を購入した場合も補助をというのも考えなくてはいけないものかと思います。それ以外を購入した場合に関しては、幾らを上限の2分の1を補助するとか、そういうふうに割ってもいいかと思います。ただ、大量に購入する場合のほうが値引き率がかなり高いですし、そんなに悪いヘルメットではないと思いますので、できればばらばらなものを買うんじゃなくて同じものを買うほうがよいのかなということです。

委員（成澤委員） ちなみに、幾らぐらいのものを予定しているんですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 定価で5,000円ぐらいのもので、値引きして消費税込み4,000円ぐらいの枠で、業者からいろいろ話を聞きながらやっています。それで、これはあくまでも想定です、保護者が2,000円、町が2,000円で。

委員長（後藤眞琴） これもう決まったんですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） いえ、これからです。ただ、校長会から今度父兄に話す場合には、しっかりと財政とも話をして、町長からもちゃんとお許しをいただかないと、こういう話できないので。ただですね、この間確認をした中では、半々ぐらいの負担が妥当ではないかと。それを考えると、保護者の方3年に1回2,000円の負担だけがかかるだけです。入学するときに1回2,000円負担すれば購入できますので、そんなに大きい負担ではないのかなと、私としては感じています。

委員（成澤委員） そうしますと、もうヘルメットを着用するということが決まったら、自転車、徒歩に限らず、バス通に限らず、全て購入と。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうですね。統合してバス通学になってきた場合は、バス通学の子供が自転車に乗るというケースはそんなに出ないと思いますけれども、現在はバス通学がございませんので、全員が自転車通学ということになっているので、全員に着用してもらいます。あと、これはその先の話なんですけれども、卒業した後、高校に通う場合もかぶるということもできるでしょうし、自転車通学用のヘルメットですけれども、災害時にかぶって地域の防災活動なんかにも参加するという事もいろいろできると思います。小学生は三角頭巾を持って避難訓練やっていますけれども、ヘルメットがあるだけでも全然違うと思

ます。

委員(成澤委員) 1つ持っているということが命を守る上ではね、有効だと思うんですね。通学に限らずね。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) あと、兄弟で、もし高校生になったお兄ちゃんのかぶるといふのもありだと思います。ですので、その家族で1つ買うとお下がりもできる。

委員(成澤委員) 町で全額負担だと非常にわかりやすかったんですけども。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) 一番それだと進めやすいんですけども。

委員長(後藤眞琴) 教育委員会としては、できるだけ父兄の負担を、保護者の負担を少なくするように意見がありましたというところを、町長部局と話すときに伝えていただければありがたいと思います。

ほか、何かございますか。よろしいですね。

それでは、教育長の報告を終わります。次長。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) 今日の議事の中では、審議事項、日程第8でございますが、こちらのほうを本日ご審議いただいて議決を求めたかったんですが、実は、学校給食費に関する条例の一部を改正する条例ということで、教育委員会から町長のほうに条例の改正を要望します。その内容について本日ご審議をいただく予定でしたが、こちらは、パブリックコメントにするということで、教育委員会の段階でもう既にパブリックコメントに付して、その後には町長部局のほうに提案するようということでございましたので、教育委員会の審議案件として議決を得るのはパブリックコメントが終わった後をお願いしたいというふうに変更させていただきたいと思います。

予定としましては、12月2日から資料の公表で、1月4日から2月3日まで意見募集となります。よって、2月の定例会以降に審議事項に上げさせていただくことに変更させていただきたいと思います。本日につきましては、協議事項の日程第13の後に、パブリックコメントに付します条例の改正の概要についてご説明をさせていただくということに変更させていただければと思います。よろしく申し上げます。

委員長(後藤眞琴) そうすると、審議事項でなくて、協議事項で、基礎学力向上の後に協議をすると(「はい」の声あり)それでよろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

委員長(後藤眞琴) それでは、そのようにしたいと思います。

ほか、何かございますか。

それでは、さきに協議しましたとおり、報告第26号から、報告第28号までは秘密会議になりましたので議事は本教育委員会の最後に行います。

次に、審議事項として提案をされていましたが日程第8 議案第15号美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例については、事務局から審議事項ではなく、協議事項として、日程第13 基礎学力向上、いじめ、不登校対策等について（継続協議）の後に協議したいとの申し出がありましたので、承認することにいたします。

協議事項

日程 第8 平成29年度美里町議会11月会議について

委員長（後藤眞琴） 日程第8 議案第15号美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例については、協議事項として日程第13 基礎学力向上、いじめ、不登校対策等について（継続協議）の後に協議します。これにより、日程第9から日程第13まで順次繰り上がりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、協議に入りたいと思います。

「日程 第8 平成29年度美里町議会11月会議について」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 平成29年度美里町議会11月会議は、11月30日、明日午後1時半から開会されます。

それで、今回報告が1件、議案は5件ほどあります。

報告というのは、町長が予算を専決して執行したものを報告するんですが、それは衆議院が解散して衆議院の選挙がありました。その選挙の費用が議会の予算に計上されないうちに選挙が実施されましたので、町長のほうから議会の議決を経ないで専決をした、専決で予算をつけたという報告です。金額は、1,858万3,000円の予算です。その報告があります。

その後、議案が5件ほどあるんですが、議案については職員の育児休業等に関する条例の一部改正、それから特別職の職員で非常勤の者の報酬、費用弁償に関する条例、それから下水道事業の設置等に関する条例の一部改正に関する条例ということで、教育委員会に関する議案、条例の議案についてはございません。

それから、予算の補正につきましては、一般会計と介護保険特別会計に補正が出ています。

教育委員会が関係しますのは、一般会計の補正予算です。それで、いずれも、この2つの会計は、今回補正をなぜかけるのかといいますと、4月1日に人事異動をする前に、それぞれの科目ごとの人件費の予算を編成します。それはもう2月段階で予算を編成しますので、その後4月1日になると、職員の異動があります。その職員の異動によって給与それから期末手当、勤勉手当等、いろいろな手当等がそれぞれ置いた科目から変更になります。それで、これまで11月までの給料を支払った分、あるいは6月の勤勉手当、期末手当、ボーナスですね、そちらを払う分に関しては間に合ってきたんですが、今度12月8日に12月のボーナスの支給になっています。それがこのままいきますと足りなくなる課が出てきますので、その調整のために今回この時期に予算の組み替えとか、移動をするというのが一番大きな目的です。それとあわせて、教育委員会としまして、12月の補正予算に提出しようとしていた台風28号で被害を受けた3件の修繕、そちらのほうを補正で出しています。1件は、いずれも小牛田地域なんですけれども、小牛田中学校のグラウンドにあるバックネットです。トレーニングセンターとそれからテニスコートのちょうど間というか、境のところに、ソフトボール用のバックネットがあるんですが、そのバックネットの後ろの木が台風28号の強風で倒れまして、バックネットが少し曲がってしまいました。それを直すので62万円、一部の修繕なんですけど、長さにして8メートルの分を交換するという形です。それから、あと2件は文化財関係です。いずれもこれも倒木あるいは強風によって標柱が、古くもなっているんですが、標柱が倒れるなり折れるなりして修繕をします。1カ所は、山前遺跡の標柱です。これは木製です。それからもう一つは、中塚小学校近くの朝日神社、みずいぼ神社とか通称呼びますが、そちらのほうの標柱、それも木が倒れて壊れてしまったと。それら合わせまして28万8,000円の修繕を考えております。教育委員会の関係は人件費の補正以外はこの3件の修繕の補正を上げているという状況でございます。

11月の臨時会とは言いませんけれども、通年議会になって、何月会議という言い方をしていますけれども、通常であれば臨時会でございますので、最初にお話しした人件費の調整、それからわずかな補正予算の組み替えということになります。以上です。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に、ご意見、ご質問などありませんでしょうか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

それでは、平成29年度美里町議会11月会議についての協議を終了いたします。

日程 第9 美里町の学校再編について（継続協議）

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第9 美里町の学校再編について（継続協議）」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、お話しします。

2点ありますが、1点は資料はございません。前にお話ししていました地域の人材の活用ということで、その中に上げています部活動指導員、そちらのほうの設置の進行状況をお話ししますと、これも中学校の3人の校長先生と話を進めてきています。明日、ヘルメットの話とあわせて部活動指導員の話も一緒にするんですが、おおむね各校3名を上限に部活動指導員を設置していきたいと。国のほうが、県を通して補助金を考えています。しかし、その辺の制度がなかなか文部科学省の、それから県の教育委員会の流れというのが遅くて、6月の補正予算に間に合うようです。ですので、4月からスタートする場合、その単価を幾らにするのか、まだ決まっていないので、なかなか当初予算としては組みにくいようです。ですので、場合によっては、2学期からとか、あるいは中体連の県予選が終わった後とか、その辺りからの導入になるかもしれません。一番大切な、肝心な単価、1時間当たりの報酬単価が決まらないというのが、取り組めないなというところで、県の段階では全然まだ整備されていないということです。それで、県内で取り入れるのは、美里町のほかに今進んでいるのは富谷市が少し準備をしているというところで、市町村ではそんなにないようです。それで、本町としてまず先駆けて取り組んでいきたいんですが、その中で各学校からいろいろな問題だったり、あるいは課題が出されますので、それらを解決しながら今後準備をしていきたいと思っています。そちらのほうも順次進めながら、できれば30年度当初から始めたいのですが、始まらない場合には30年度の早い時期から制度化していきたいと思います。

もう1点は、少人数学級の実施ということで、前回の会議でもお話ししましたが、まず中学校の再編の時期を待たずとも、前倒しをしてでも早目早目に取り組めないかというご意見をいただいたとおり、データとしてお示ししたのが30人未満学級を実施した場合に増加するクラス数という資料です。

この1枚目にまとめた表、それから2枚目以降はそのバックデータとして載っています。現在生まれた子供たちから、行政区ごとにそれぞれ学区を分けて、それぞれエクセル表をつくって集計をして、児童数、生徒数からクラスを分けたという結果が1枚目の表です。

それで、小学校1年生と2年生、中学校1年生は、国あるいは県の補助金によって34人クラスになっています。35人以下ですか、になっています。そのほかの学年、小学校3年生以上、中学校2年、3年生は40人のクラス編成、これが標準のクラスです。これを全学年30人未満、29人以下、にした場合にどれくらいふえるかというのがこの表です。

例えば、平成29年度は、現在も進んでいますけれども、小学校が6校、中学校が3校体制の現在でいきますと、小学校で9クラス、中学校で7クラス、合わせると16クラスふえます。来年は、8と6になって14クラスになる。その次の年も8と6で14。32年度は小学校で11クラス、それから中学校で5クラス、合わせて16クラスと。32年と33年の間に、その太い棒線を引いていますが、これは33年度から中学校が統合したというのを想定して、統合した場合と、再編した場合と再編しない場合、左のほうと右のほうで比較するために少し線を引いています。そうした場合に、中学校だけで見ると、平成33、34、35年についてはそれぞれ5人、4人、4人と。再編した場合はですね。再編しない場合は4人、3人、4人。わずかですが再編したときのほうがクラスのふえる数は多くなっていくという状況です。

子供たちは、平成35年度までしか小学生は数字を出せませんので、35年で切っています。

中学生は平成41年度まで数字は出せるんですが、切りよく40年度で切っています。

このような形で、クラスが増になっていくということです。こうした中で、前倒しにして行っていくとなった場合に、小中一緒にやるというのは大変な数になりますので、どの学年を必要として先行していくか。小学校を優先するのか、中学校を優先するのか。そして、低学年なのか高学年なのか、どの学年を優先してやっていくのかということも教育委員会としてかわりながら、町長のほうと話をして予算確保をしなければいけないかなと思います。

それから、これを含めて、ではどういう先生をどのように採用するのか。その辺の採用についても前回の会議でお話ししましたがけれども、県のほうから増員でよこしていただく形にするのか、あるいは町が独自に若い先生、将来採用という形で採用するのか。あるいは、場合によっては退職したベテランの先生を採用するのか、その辺もこれからしっかりと、それぞれメリット、デメリットあるでしょうから、それらを調べてまた比較をして制度設計をしていかなければというところです。

本日、会議の時間等でちょっと制限がありますので、学校再編に関する事務局からの資料の提出といたしますが協議事項については、以上とさせていただきたいと思っています。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございますでしょうか。

このクラス数の資料を出していただいてどうもありがとうございます。これは、これからこの資料に基づいて、今、次長からお話がありましたように、これ全部一度にするとすると財政的に、僕でも大変ではないかと思imasるので、小学校を先にしたらいいのか、中学校を先にしたらいいのか、それから学年を踏まえて、そういうこと来年から実施するというのは無理かと思imasるので、また来年1年、半年ぐらいかけてここで協議しながら再来年あたりに何らかの形で実施できたらいいなというのを、僕、この資料を読みながら思ったりしたんですけれども。あと、ほか、何かご意見ありましたらお願いします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 補足ですけれども、これは、今、住民基本台帳に登録されている子供たちがそのまま町内の小中学校に進学した場合、転入も転出もなくあるいは町外中学校、小学校に行くこともなくいった場合のケースです。

委員長（後藤眞琴） みんなもそうだと思うんですけれども、やっぱりきちんと基礎学力を身につけさせる、身につけてもらう体制を教育委員会としてはつくって、できるだけ早くつくっていったほうがいいんじゃないかというのが、教育委員会の考えだと思imasるので、またこれからいろいろ協議していきたいと思imasるのでよろしくお願いします。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） すみません、少人数学級の話ですが、それでですね、この資料でまず相当数の人数が必要になってくるというのが出ますので、先ほど委員長のほうから31年度から実施するというのを一つの目標といいますか、スタートラインを31年度に置いた中で、これから半年あるいは1年間継続して協議する中で、やっぱり一番は小学校、中学校のどの学年から手をつけるかということだと思imasるんですね。そこをそれぞれ教育効果をどう考えていくかというところで、これをそれぞれ委員さんに検討していただきたいと思imasるんですが。大変難しい問題だと思imasるけれども、一斉にやれたら一番いいんですが。そのところを、例えば1回で14人追加してくださいと言っても、絶対町長側からは段階的にやってくれと来ますから、段階的に進めるときに、例えば小学1・2年生は35人になっているので、1・2・3年からやっていくとか。その辺、次あたりで協議をしたいと思imasるので、それぞれご検討をお願いしたいと思imasる。

委員（成澤委員） どの学年だって、1年生、2年生はそれなりに、3年生、4年生はそれぞれが友だちを求め活発になってくる時期なのでそれなりに、5・6年生も然り。（「重要なんですよね」の声あり）中学校もやっぱり多いほうがいいということになります。これを見た場合、本当に、16クラスふえるというわけですね。来年度だとすると14クラスということは14

人の先生を雇用しなければいけないということで、1つの学校をふやすようなぐらいの人件費になります。それでも学力をつけることで言えば、何とか頑張りたいところなんですね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それで、30人という根拠はどこにもなくて、であれば、どの学年も私も重要だと思うんです。この学年は重要でこの学年は重要じゃないということとは言えないと思うので、全部どの学年も重要なので、30人でこれだけふえるんだっただらば、最初35でスタートして、そして次に32にするとか、段階的に減らしていくというのも一つの方法かなと思っていました。それで、35人クラスにした場合のクラス数の表を今度つくって持ってきますので、そういった方向もあるかと思います。町民の方から30人って言ってたべっていわれたら、段階的に30人を目指していきますからという説明になるんですけども、確かに学年で選ぶというのは、確かに問題あるかもしれませんね。

委員長（後藤眞琴） 中学校の再編が完成するまでには、30人に達成できるような体制を組んでいかなければならないね。その辺も考慮しながら。

僕はまず小学校の段階で、日本語を理解できる、そういう子供をつくっていくのが基本だと思うのね。どうしてかっていうと全ての、理科だって算数だって全て日本語がわからなかったら理解できないから。ですから、今のだったらせいぜい3年か4年ぐらいから始めて、理解力を、算数のテキストを読んでも自分なりに理解できる日本語の力ですかね、そういうもので、できたら小学校の4年ぐらいというふうには個人的には考えていますけれども。その辺のところ、みんなでこれからいろいろ、自分の教育観を出し合い協議できたらと思っております。

委員（成澤委員） やっぱり30人というのと、とてもそういうことはできないと言われることは目に見えている感じなんですけれども、やっぱり35人からスタートしても子どもたちの先生方から受ける指導の質というのは変わってくると思うので、35人から始めた場合はどのような感じになるでしょうね。どの学年も大事だと思いますので。

委員長（後藤眞琴） それには、こういう場で話しても差し支えない……、町長さんなんかと話す、その、30人なら子どもたちの基礎学力が今よりつくんでないかということ「本当か」と……、それじゃ今までのやった成果はどうなると、学力向上支援員をつけてその結果はどうなると、長いスパンで見ないとわからないですけども、ある程度人に説明できるようなものが欲しいですね。こういうことをしたので、こうですと。例えば、学力向上支援員、何年ぐらい、今年から1学校1人ずつになりましたけれども、前からある程度つけていますよね。その成果みたいなものが、どういうふうになっているのか、ある程度人に、住民に説明できるようなものも必要だなという感じがしています。ほか、何か。

委員（千葉委員） 35人未満クラスとなりますと、この統計から見ていくと、今と余り変わらないようなクラスじゃないかと思います。30人未満クラスという、学校再編のメリットの一つがなくなるというか薄れていくんじゃないかなという気がしますので、学年に限定して30人にするというはどうかかなと。1・2年生はもともと35人未満クラスでやっているの、そのあと、分けるのも大変だと思うんですけども。やっぱり30人未満クラスというのは、そのまま継続していってもらえたほうがいいんじゃないかなと私は思うんです。それで、学年でお試しじゃないですけども、学年で30人クラスをやって、その経過を33年度に持っていくという考えのほうが、保護者も納得するんじゃないかという気がします。35人クラスでやっぱりそのままいきますってなるよねみたいなことを思われても困るかなと思いますので。大変なんですけれども、そこを考えていったほうがよいのではと思います。

委員長（後藤眞琴） 少なくとも何らかの形で出発するんだと。できるだけ早く。そうすると、教育費のほうも行政側でも、こんなに教育委員会が熱意があるんだったらというのを、ある程度理解が得られるんじゃないかと思うんだけどね。

委員（成澤委員） 今、30人というのは小学校1年生と（「1・2年生」の声あり）1・2年生でしたっけ。

委員長（後藤眞琴） 35人ですよ。（不規則発言あり）

教育長（佐々木賢治） 国のは小1だけ35人。あと宮城県で小2と中1、県の予算で、県費で35人と。今、教育長会では中学校も全部35人をお願いしたいということを言っているんですが、財源が何億円も必要だみたいで、最後は金なんです。秋田で35人学級が大分前からやっていますけれども、四、五年前の話ですけども、年間80億円県の持ち出しで。お金は難しいですが、小学校の実態を見た場合に、不動堂小だけなんですね、人数的に。あとは15人とか22人とか。30人未満学級です。むしろ学級数をふやしたいんですが、この現状でいくと不動堂小だけですね。例えば73名ですと、恐らく1学級が37名、40名に近いですよ。ですからその部分を35人学級にすれば3学級になるんです。1学級23、4名かな。ですから、小学校の場合、美里の学校実態を見た場合、35人した場合そんなに教員数はふえないと思うんですけどもね。ただ、30人未満というのはあくまでも中学校再編に向けての方針、今まで進めてきたのでいいと思うんですが。

委員長（後藤眞琴） その場合ね、中学校再編に当たって30人未満というのを出しましたけれども、教育委員会でもね。じゃあなんで今からできないんだということには応えられないんですよ。再編しないとできないのかと。じゃあ中学校と小学校も再編したらするのとなっ

てきますので。やはりこれは、クラスが小さければ小さいほど望ましいんだという基本的な考えは教育委員会で押さえておいて、それじゃあできるだけこうやっていったほうがいいんでないかというように考えていったほうが、住民の方にも説明できるんじゃないかと思うのね。

ほか、何かございますか。では、次のまた継続協議にしてね。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

それでは、本件は継続協議事項ですので、次回以降も協議を進めてまいりたいと思います。

日程 第10 美里町教育振興基本計画について（継続協議）

委員長（後藤眞琴） 次に、「日程第10 美里町教育振興基本計画について（継続協議）」を協議いたします。

事務局から説明お願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、策定した美里町教育振興基本計画について、次の議題の学校施設長寿命化計画とも関係していますけれども、それらについてお話をします。

まず、教育振興基本計画について、2月、3月から継続協議ということでお話し合いをしてきました。本格的になったのが実際には10月からということで、まだ全然形にもなっていませんが、これからの予定としましては、3月までに策定をしたいという考えです。それで、学校施設長寿命化計画と同じスケジュールになりますが、1月から2月にかけてパブリックコメントを実施したいと思っております。ですので、これから臨時会等をお願いしながら、少し協議を重ねさせていただければと思います。

それでは、教育振興基本計画の前回お示した内容からさらに進化したとまではいかないですが、少し整えたやつで、目次を開いてください。

前回もお話ししましたけれども、このような現況とそれから将来の目指す姿、それから具体的なそれに対する取り組みという形で構成をしていきたいと思っております。それで、現状と課題、それから目指すべき将来像、具体的な取組ということで、それぞれ学校教育とそれから社会教育、生涯学習と、この分類もかなり難しいんですが、社会教育の振興を教育委員会でやっていますが、生涯学習に関しては町長部局でやっているということで、ここはあえて分けています。生涯学習の中の、社会教育も学校教育も一つなんですけれども、しかし、行っている教育が異なっていることから、ここはあえて分けたという形です。この3つの分野でそれぞれ

れ15の施策に分けて記述していくということです。

それで、皆さんに協議いただくのは、文章が誤字脱字があったりして大変恐縮でございますが、今現在考えている問題点といいますか現状と課題、その向こうにこういうものを実現したいという視点だけは伝わっているのかなと思いますので、これらについて近々臨時会等を開きながら、最終的に意見をいただきたいと思っています。そこまでもう少し体裁を整えながら、さらにはまだ残っています第5章も書き加えたものを、早い時期にお渡ししたいと思っています。

第1章、第2章につきましては、前回お話ししたとおりです。

第2章については、他の業務も忙しいは理由にならないんですが、なかなか計画通り進むことができなくてですね。大変申しわけありませんが、このような内容でまず今回はお示しをして、今後継続協議にさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員長(後藤眞琴) どうもありがとうございます。これだけつくるの大変だったと思います。

ただいまの説明に何か意見や質問などございますでしょうか。

では、僕から。この目次の、言葉遣いは後でなんですけれども、まず、第2章のタイトルは政策じゃなくて、教育を取り巻く、後の見ますと社会変化になっていますよね。(「すみません、社会変化です」の声あり)だから政策も、もうちょっと大きい でね。それから、第3章の現状と課題ってこう上げてありますので、これで。そうすると、次にいきなり学校教育の振興っていうふうに持ってくるんじゃないかと、学校教育の現状と課題(「そうですね」の声あり)その後には学校教育の振興、その課題を踏まえて、全部それ、社会教育の現状と課題、生涯学習の現状と課題。それから、この目指すべき将来像もこれで、こういうものを目指しますよというところで、言葉が振興でいいかどうかはまた検討する必要があるかと思えますけれども、そこをきちっとしておいたほうがいいんじゃないかという感じはしております。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) 社会教育、学校教育の将来像とか、そんなふうにつながっていったほうがいいですかね。

委員長(後藤眞琴) それから、策定の趣旨なんですけれども、これも計画的に執行し、最小の経費で最大の効果を上げることを目的にと、このとおりなんですけれども、だけれども教育にね、これ、誤解させる余地があるんじゃないかと思えます。お金かけないでね、だから、もうちょっと立派な文言を考えていったほうが、誤解される余地が少なくなるんじゃないかと思えます。本当にこのとおりなんですけどね。

教育次長兼教育総務課長(須田政好) 地方自治法にあるのですが、誤解を招く表現ですね。

委員長（後藤眞琴） ですから、この辺のところは、ほかのものを参考にしながら、設計していったらいいんじゃないかって思います。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 補足の説明なんです、ちょっといいですか、「どうぞ」の声あり）計画の期間のところの捉え方なんです、最終的に総合計画と同じ時期に合わせていきたいと思っています。それで、今回の現状と課題の中の15の組み合わせといいますか構成といいますか、その構成だったり順番が、総合計画とずれてはいるんです。ずれているんですが、今後3年で総合計画を見直す段階で、この教育振興基本計画をベースに見直しをかけていきたいと思っています。ちょっと言い方が悪いんですけども、このような教育委員会としての教育振興基本計画がない中で総合計画の原案をつくってしまったということと、それから12年前の合併のときにつくった総合計画をそのまま踏襲して、ここまでできてしまったという部分は、現在の総合計画の教育部門の欠点になっていますので、その欠点を引っ張って教育振興基本計画をつくるのではなくて、3年後の見直しを見据えて、その条ずれあるいは項目のずれがありますけれども、それを見据えた中でつくっていききたいと思っています。それで、3年後の総合計画のときにはここから反映させていくという形で考えていましたので、この期間を普通は10年とか5年が区切りのいいところなんですけれども、ここは迷っています。3年で一回切ってしまうか、その後総合計画の期間と合わせていくか。そこは今後また協議させてください。いずれにせよ、総合計画との一致といいますか、それは行わなくてはいけないので。

委員長（後藤眞琴） 総合計画はいつ見直しするの。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） あれは、地方創生の関係があって、30年の 期間で将来像を描いて、5年ごとに見直しというのが。ですので、今年2年目ですから、33年度から新しいのになります。33年4月に総合計画が見直されます。ここに書いていますように、その総合計画の見直しに合わせて、教育振興基本計画も見直すというふうにしております。ですので、計画の期間は10年にしないで3年にするというのもいいのかなと思っています。いずれこっちも見直すので、今の段階ですと3年でして、その後で総合計画と合わせて5年間にしていくとようにしたほうがいいのかと思っています。ここの計画の期間でもう少し検討したいなと思っていました。ただ、総合計画が見直される平成33年4月まで教育振興基本計画をつくらないというのも問題ですので、今のうちにつくっておこうと考えました。中途半端な時期なんです。

委員長（後藤眞琴） 前の総合計画の場合に、教育については教育委員会でそれほど話し合わ

れていないんですよね。ですから、この教育振興基本計画を3年だったら3年で作って置いて、それを今度逆に総合計画の中に反映させていくということの考えなんですよね。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうです。それを狙いとしています。これから総合計画が見直されるまで3年ありますが、それまでに教育振興基本計画を3年間は毎年ローリングしながら直していくと。それで、33年4月から総合計画が新しいのに改訂されるときに、32年度に策定作業を始めるはずで、町長部局のほうで。そのときに教育振興基本計画の見直しをかけるのではなくて、その前の年の平成31年度、再来年の年度なんですけれども、31年度に教育委員会で、教育委員会の中でも協議はしますけれども、そこに附属機関を設けて、教育振興基本計画の見直しをきちっとかけたほうがいいと思います。かけることによって、次の平成32年度の総合計画に対して教育委員会の案をすぐに出せると思うんです。それはそちらのほうで附属機関を設けて審議するんでしょうけれども、その前の段階で教育委員会が総合計画に出す案をつくっていきなくてはならない。ですから改訂の前の前の年にもう既に教育委員会では附属機関を設けて審議をするということです。その時の、これが、今回のやつがそいつのたたき台になりますので。今回はあえて附属機関はつくっていませんが、その31年のときにはそのような機関をつくって、教育委員会としてきちっとした総合計画の見直しを踏まえた教育振興基本計画の案を次はつくっていくという作業になると思います。そうしないと、全然ベースがないところで総合計画が走ってしまうので。

委員長（後藤眞琴） 何か、ほかございませんか。

委員（成澤委員） 小さなことになるとは思いますけれども、13ページの（6）幼稚園教育の充実とあるんですが、大きな番号1学校教育の振興の中に含めていいものなのかなと。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） この、1、2、3は学校教育法の、教育基本法の第1条に定まっている学校の規程、そのものを範囲として捉えています。あと、社会教育のほうは、社会教育法のほうの捉え方と。それと、生涯学習のほうは生涯学習の振興基本計画があるんですけれども、そちらのほうで捉えている、この分野で捉えてきているので、学校教育法にも幼稚園は入っていますし、教育基本法の第1条にも幼稚園は含まれているので、そういった広い意味での学校教育的に捉えて載せさせていただきました。

委員（成澤委員） ありがとうございます。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） この15の分け方は、これでいいですかね。この15の分け方だと大体網羅しているのかなと思っています。もし、その他項目が必要なものがあれば、あるいは余計な項目があれば、本日ご指摘いただければと思っています。それで、ここに

も書いていますけれども、芸術・文化、それから生涯スポーツ、それから生涯学習関係について、これは町長部局で出していただかないと載せられません。そのため、まちづくり推進課の課長と話をし、現在作業を進めていただいています。文化財のほうも生涯学習かなというものもあるんですけれども、文化財については社会教育に入るかなと思っていましたので。その辺は、カテゴリーの分け方ももう少し時間をいただきたいと思います。

委員（千葉委員） すみません、3ページの下から3行目の点々がついているのは何か意味があるんですか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） ここはですね、ちょっと強調したかったんですけれども、文章表現がなかなかうまくないので少し点々をつけて……、ここであえて第2章で社会現象として人口減少を入れているんですけれども、教育は人口減少に関係なく行われなくてはならない。これから人口減少が進むに連れて、社会の中でさまざまなものが変化していくと思うんですね。そして、その構成員である人といいますか人間を教育するわけですから、この教育政策にも大きな影響が出てくるということを 強調する意味で点々をつけています。

委員（千葉委員） わかりました。

委員長（後藤眞琴） あと、何かございますか。

そうすると、これを今日のここでの協議を踏まえてまた新たなものをつくる作業だろうと思いますけれども、その辺のところよろしく願いをして、今日のところはこれでよろしいですか。

それでは、本件は継続協議ですので、次回以降も協議を進めてまいりたいと思います。

日程 第11 美里町学校施設長寿命化計画について

委員長（後藤眞琴） 次に「日程第11 美里町学校施設長寿命化計画について」を協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、説明します。

先ほどの計画とですね、長寿命化と2つについては、また別個に時間をとっていただきながら内容をしっかりと説明をして、それから協議をしていただくという形になるかと思います。今日はちょっと時間が制限されていますので、概要だけ説明させていただきます。

この学校施設長寿命化計画につきましては、目次を開いてください。

第4章の長寿命化計画の作成・運用です。これのベースとなっているのは、6月までに業務委託でオリエンタルコンサルタントという業者に約280万円で調査をしていただきました。その調査報告書をもとに計画書をつくっているという形です。

それで、これのほかに、調査報告書がバックデータとして厚いファイルで1つございます。そこから必要な部分を抜き出して計画書をつくるという形でございます。

計画書の目的は、前にもお話ししましたが、国は今かなりインフラが古くなってきているが、全て建てかえるのはうまくないと。国はなかなか新しい建物に対して交付金を配分しません。国で勤めているのは長寿命化をやって40年で終わるものを70年、80年に延ばそうというものに力を相当入れており、それぞれ市町村の公共施設の長寿命化の全体的な計画をつくるのを義務化して、平成28年度までつくらせています。そしてそれをベースにした美里町の長寿命化計画をつくる、それによってその長寿命化を図るための交付金を使えるということでもあります。ですので、これをつくらないと、学校の長寿命化の交付金をいただけないということがありますので、大変嫌らしい言い方なんですけど、その交付金をいただくというのが最初の目的でございます。

それで、今回小学校、中学校全て調査して調べるとなると280万円とかの金額ではできませんので、今回は中学校については既にもう調べていて、中学校については再編計画に準じて長寿命化の施設の整備をしますよということです。それから、小学校についても6校ありますけれども、6校のうち小牛田中学校区にある中埜、北浦、小牛田小学校については、まだ40年までは遠い期間がありますので、現在はまだ長寿命化計画をつくる必要はないです。南郷小学校は35年が過ぎていて、そろそろつくらなくてはいけないんですが、それよりも経過しているもう既に50年近い不動堂小学校、それから再来年には40年になる青生小学校、この2つの小学校にしぼって、長寿命化を図るといような対策を打たなくてはなりません。この2校に絞って重点的に調べていただいて、このような長寿命化を図りましょうという計画書をつくるというのが概要です。

この項目立て、ここに項目があるんですが、これも文部科学省が学校施設の長寿命化を図るときにこのような項目立てで、このようにつくりなさいという一つのモデルとありますが、マニュアルを示していただいています。そのマニュアルに従って、業者のほうに原稿を書き寄せていただいて、私のほうでチェックをして、内容がずれていないか、町の考えとしていいか悪いか、それらを私のほうで書き直しといたしますが、ほとんどが業者から来ている原案のとおりなんで

すけれども、チェックをかけて直すところは直してお示ししているところです。

ページ数が厚いんですが、これを読んでいただいて、このようなものをつくるということ。それから第3章と4章につきましても、これも同じように次回まで提出しますので、それについてもお読みいただきまして、先ほどの教育振興基本計画とあわせて臨時会等で時間をかけて協議をしていきたいと思っています。

日程は、1月、2月ごろ、さらに1カ月ぐらいずれるかもしれませんが、計画を作っていくたいと思っています。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございますでしょうか。

僕、これ、きちっと読んだというのにはまだほど遠いんですけれども、一読しまして、10ページ、11ページですか、これ2となっていて、学校施設の目指すべき姿となっているんですね。これ、学校施設整備の目指すべき姿、この施設をどこまで拡大解釈できるかと思ったんですけれども。10ページ目の学習活動の推進という、これもうちょっと、習得するために施設の絡みがちょっと足りないんでないかと。特別支援教育のところはある程度入っているんですね。その辺のところ、もうちょっと工夫するか、あるいはこれ文部科学省のほうで施設がこれだけあったら学習活動もこんなふうになりますよということを文科省で書き込めというような要請があるのかもしれませんが。この辺のところ施設との絡みをもうちょっと説明すれば、入れておいてもいいかなと思うんですけれども。ここでは施設の絡みは直接はないんですね。その辺のところちょっと。前の9ページのところは、これ、大体スクールバスも施設のところには入りますよね。その辺のところ、これ大丈夫だろうと感じたんですが。

それから、まだ検討していないんですけれども、先ほど申し上げましたが、この第2章の実態把握のところの1の1-2と1-3、それから、1-5-1は学校施設の状況ですね、こういう状況ですと。この1-2と1-3、1-5-1と1-5-2、この順序についてもうちょっと検討したほうが、あるいはいいのかなって思っているんですけれども。第2章の目次のところです。実態把握で、1-2、1-3、児童・生徒数及び学級数の変化というのと、この3と、それから1-5の学校施設の現状の下の1-5-1学校施設の保有状況って、それから下の1-5-2、これを前に持っていったほうがあるいはいいのかなと。順序をもうちょっと検討しておいたらいいかなと……、

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 1-1の次に、1-2として学校施設の現状が来たほうがいいのかということですね。

委員長（後藤眞琴） そうね、このままでいいのかもしれないんですけども、その説明の仕方によって。その辺のところ、これからみんなで考えて

教育次長兼教育総務課長（須田政好） そうすると、施設の現状が前にきて、そして投資的経費の推移がこの次に来て、そして生徒数と学級数を下に持ってくると。そうかもしれませんね。

委員長（後藤眞琴） これだけつくるのも、2つ一緒ですか、これは大変だと思って。本当にいつも頭が下がる思いです。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それで、補足説明ですが、カラー印刷のやつも配っているといます。それで、毎回カラー印刷を配ることはできませんので、次回の3章と4章はカラー印刷にしてお配りします。しかし、次回から1章、2章については多分文章だけの直しになりますので、白黒にさせていただきます。カラー印刷が教育委員会になくてですね、ほかの課に頭を下げていってやってくるものですから。ただ、これはカラー印刷じゃないとわからないので、今日お配りしたものは次回もお持ちください。

委員長（後藤眞琴） そのほかに何か質問等ないですか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

それでは、美里町学校施設長寿命化計画についての協議を終了いたします。

日程 第12 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）

委員長（後藤眞琴） 次に「日程第12 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）」について協議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） それでは、私のほうから説明申し上げます。その前に、資料を配らせていただきます。

それでは、よろしいでしょうか。

今、3つの資料を差し上げました。1つは「特別の教科「道徳」の全面実施に向けて」という資料です。それから、もう一つが緑色の「学力向上に向けた5つの提言」というのがございます。それから「マスコット投票実施の流れ」という資料、3つあるでしょうか。

まず、緑の資料「学力向上に向けた5つの提言」。最初に教育長のから「教育長の報告」があったかと思うのですが、その資料の裏側に、学力向上に向けた5つの提言について資料が載

っております。それを、宮城県教育委員会のほうで具体的にこのようにしてくださいというのがこのパンフレットになります。それで、これは各学校の教員一人一人に全員に配付されているものです。これに基づいてこれからの教育計画等を立ててくださいということになっています。それで、5つの提言を受けて、理解・継続・自校化といった3つの言葉をキーワードにして取り組んでいただきたくことになります。

それから、もう一つ、「特別の教科「道徳」の全面実施に向けて」というのをコピーで差し上げております。実際はこういう茶色い表紙の冊子なのですが、教育委員会用に2部しかございませんので申しわけありませんがコピーで対応させていただきました。それで、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から全面実施ということになります。それで、何が変わるかという、2ページをお開きください。その中に道徳科の目標というところがございます。アンダーラインや太字のところが変わるところですよということになるんですが、道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるといようなふうにはっきり明記しましたというようなことであります。

それで、ずっと開いていってもらいまして、7ページをごらんください。

資料の作成の例として、小牛田中学校が載っているんです。

それから9ページにも、年間指導計画の例ということで小牛田中学校の去年の資料が、このようにつくってもらえるとありがたいという例として載っております。これが、県内の小中学校に配付されております。なお、道徳の評価については、やっぱりなかなか、これから中身を検討していくということになります。学校ごとに検討し、実際にどういう場面でどういう評価をすればいいかということ現場でぜひ研修してほしいということでもございました。これが2つ目でございます。

次、3つ目についてお話し申し上げます。

「マスコット投票実施の流れ」という資料をごらんください。

これは、今度行われる2020年の東京オリンピック・パラリンピックのマスコットを決めるための投票ということになります。それで、国のほうからオリンピック委員会というんでしょうかね、そちらのほうから、ある程度選ばれた候補のマスコットが提示されて、それを小学校なんですけれども学級ごとに、どれがいいか選んで投票するというものでございます。必ずしも参加しなくてもいいんですけれども、ぜひ参加してくださいということで来ておりますので、各学校にはこの冊子といいますかプリントが配られております。学級単位でどのマスコッ

トがいいか投票するということになっております。これは、これから実施される予定になっております。

あと、資料はないんですが、先ほどの行事予定表にちょっと追加をお願いしたいと思います。12月25、26、27日の3日間、中学生対象のウインタースクールを実施します。勉強会です。それで、不動堂中学校は午前中9時半から、場所は駅東地域交流センターです。学校ではなくて別の場所で行います。それから、小牛田中学校、南郷中学校も同じ3日間なんですが、小牛田中学校はさるびあ館です。近くのさるびあ館。それから、南郷中学校が農村環境改善センターで、2校とも午後1時半から行う予定になっております。今、各中学校に参加希望調査を配付しておりまして、来月早々取りまとめて実施するという運びになっております。

私からは以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ただいまの説明に意見や質問などございますでしょうか。

意見ということじゃないですが、感想といえますか、ちょっと見たら「特別の教科 道徳」の、全面実施に向けての2ページなんですけれども、道徳教育の目標のほうは少しわかりやすいんですけれども、この道徳科の目標っていうのは、これ読むと、道徳的諸価値についての理解って、道徳的諸価値ってどういう意味内容を持っているのか。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 道徳的諸価値のところですか。これは、19から22項目ぐらい価値項目がございます。例えば、「優しい心」だとか、それから「畏敬の念」だとか、そういった価値項目があるんです。その価値項目を例えば1つの授業の中で全部の価値項目の指導はできませんので、1単位時間の授業の中でどの価値項目を重視するのかというようなことを、実は9ページに年間指導計画の例というところ、小牛田中学校のが載っていますけれども、字がこまくてちょっと見えないかと思いますが、「生命の尊重」とか、「A B C D」で書いているところがございますね、そこにそういった項目がいっぱいあるんです。その項目のことを申しております。

委員長（後藤眞琴） それから、この美里町の小牛田中学校が出ているのは、これは小牛田中学校は道徳教育のモデル校なんかもしていましたよね。

学校教育専門指導員（岩淵 薫） 28年度に指定を受けていまして、そのときの資料がここに掲載されたということです。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございます。

ほか、何かございますか。よろしいですか。何かありましたら。

それから、もう一つ。学力向上に向けた5つの提言というの。これ、教育長さんと出た研修……、これを読んだら先生大変だなという感じが強くしました。これだけのことをしなきゃならないというのは。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

それでは、本件は継続協議事項ですので、次回以降も協議を続けてまいりたいと思います。

日程 第13 議案第15号 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例について
委員長（後藤眞琴） 次に「日程第13 美里町学校給食費に関する条例の一部を改正する条例について」について協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、お配りしております美里町学校給食費に関する新旧対照表というのをごらんください。

左側が現行の、右側が改正案でございます。

これは、今回改正する目的は文言の整理です。平成27年9月7日に条例を制定する際も各文言は吟味したんですが、総務課のほうからいろいろ指摘がありまして、その指摘に応じて総務課の法令係が主に中心になって、教育委員会と、事務局とこのような改正案を考えました。

まず、問題になった点につきましては、特に大きくはありませんが、2枚目の第3条の2項に「前項において「保護者等及び職員が負担する経費」とは、学校給食法第11条第2項において保護者の負担とされているものをいう」という、これは全く必要のない言葉で、これは学校給食法で既に定まっていますので、あえてここで言わなくてもいいということで、これを削っています。

それから、学校給食法に規定された範囲の中で規定されたものに、右側の線を引いた新しく追加するものですが、美里町学校給食調理施設条例を新しく制定します。そこに規定する美里町学校給食調理施設運営委員会の答申に基づき規則で定めるとしています。これまでは、美里町学校給食調理施設運営委員会については規則で制定されていました。それを条例に格上げして、きちんとした付属機関として美里町学校給食調理施設運営委員会を設置し、その中で教育委員会から諮問して、答申を受けて金額を決めていくということです。大きく変わっている点についてはその点でございます。

第2条のところでは、給食を実施する対象者なのですが、これも規則で別途定めるということになっています。今回、平成28年度から南郷学校給食センターを外部の事業者に業務委託している関係上、その職員の方々の給食も提供していますので、それらも含めて今回規則で定めるといように直していくものでございます。

今回、お示ししておりませんが、先ほどお話しした美里町学校給食調理施設条例や、それからこの第2条第1項の別途規則で定める学校給食費に関する規則ですが、そちらについてもパブリックコメントする上で資料を提供して、見ていただくという形になります。

それで、ご意見をいただいた後、もう一度今度は、町長にこの条例の作成を申し入れるという、審議案件で、パブリックコメント終了後に審議させていただきたいと思っています。

説明については以上でございます。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございました。

それでは、これは、次の審議事項までに、皆、教育委員の方で検討して、そこでまた改めてするというところでよろしいでしょうか。

教育次長兼教育総務課長（須田政好） 今後の流れとしましては、2月ぐらいまでパブリックコメントにかかりますので、その後この条例も含めて、ほかに美里町学校給食調理施設条例というのを制定します。これについては、それぞれの施設の設置と、この給食施設の運営委員会の設置についてしかありませんので、パブリックコメントは必要としないので、それらも含めて町長のほうに条例の制定についての申し出の審議を2月の定例会ぐらいでお願いしたいと思います。その後、条例が3月の議会で可決されると同時に規則も改正しますので、規則については3月の定例会でご審議をいただいて、審議終了後施行していきたいと思っています。

委員長（後藤眞琴） どうもありがとうございました。

ただいまの説明に意見や質問などございますでしょうか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

それでは、本件は継続協議事項として、次回以降も協議を進めてまいります。

その他

日程 第14 平成29年12月教育委員会定例会の開催日について

委員長（後藤眞琴） その他に入ります。「日程第14 平成29年12月教育委員会定例会

の開催日について」、事務局のほうで何かございますでしょうか。先ほど説明ありましたね、12月の定例会。

教育総務課長補佐（角田克江） 行事予定のほうでも、12月の定例会につきましては12月22日金曜日午後1時30分から、南郷庁舎におきまして開催すると説明しましたが、委員の皆さんご都合のほうはよろしいでしょうか。

各委員 「はい」の声あり

教育総務課長補佐（角田克江） ありがとうございます。

委員長（後藤眞琴） それでは、12月の定例会は12月22日ということにしたいと思えます。よろしくをお願いします。

そのほか、事務局や委員から何かございますでしょうか。よろしいですか。

各委員 「はい」の声あり

ここで休憩したほうがよろしいですか。（「はい」の声あり）

暫時休憩いたします。休憩時間は5分程度として、再開は11時31分からとします。

なお、会議の初めに協議したとおり、「日程第5 報告第26号 平成29年度生徒指導に関する報告（10月分）」及び「日程第6 報告第27号 区域外就学について」「日程第7 報告第28号 指定校の変更について」は非公開事項となる秘密会は休憩終了後に行いたいと思えます。傍聴者は入室できませんので、ご了承お願いいたします。

休憩といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時35分

午後12時05分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課角田克江が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 年 月 日

署名委員

署名委員
